



まちぐるみの支え合い

# 地域包括ケアの 推進・強化に向けて

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

## 概要版

- 1 本計画の基本的な考え方 ..... 2ページ
- 2 重点的取組み ..... 3ページ
- 3 施策体系と具体的な個別施策 ..... 4ページ
- 4 第9期介護保険事業計画のポイント ..... 11ページ
- 5 本市の介護保険の特徴 ..... 11ページ
- 6 介護保険料と低所得の方への対応 ..... 13ページ



# 1 本計画の基本的な考え方 (33~35頁)

武蔵野市第六期長期計画・調整計画の重点施策として「地域共生社会」を推進していることを踏まえ、本計画では、「武蔵野市ならではの地域共生社会の実現」を基本理念とします。これまでどおり、認知症や中・重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう高齢者の尊厳を尊重し、“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”ことを基本目標とします。また、“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”を基本方針とし、基本目標の実現のために必要な人材の確保や医療と介護の連携を引き続き強化していきます。

**基本理念:**武蔵野市ならではの地域共生社会の実現

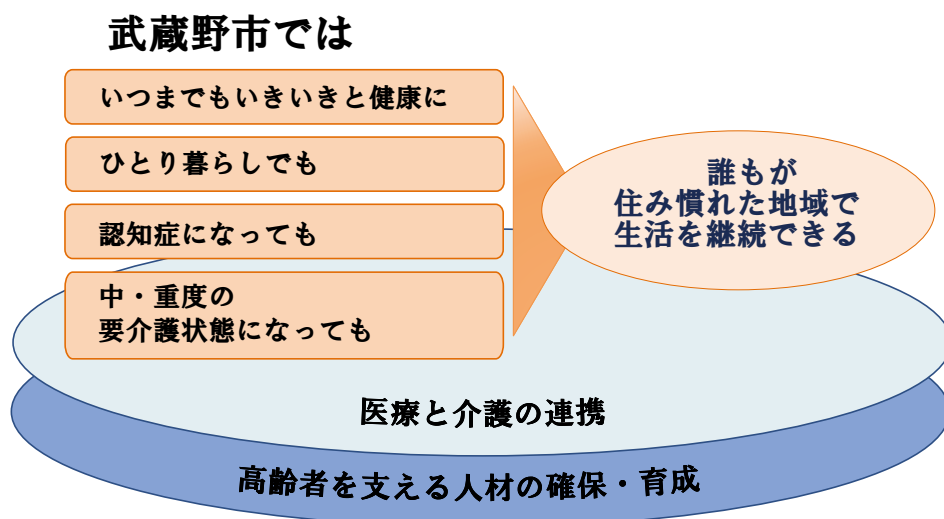
**基本目標:**誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる

**基本方針:**まちぐるみの支え合いの仕組みづくり

## 基本方針 まちぐるみの支え合いの仕組みづくり (36頁)

これからも、いつまでもいきいきと健康に、ひとり暮らしでも、認知症になっても、中・重度の要介護状態になっても、すべての市民がその年齢、状態、国籍に関わらず、すなわち誰もが住み慣れた地域で生活できるまちづくりを着実に進め、「武蔵野市ならではの地域共生社会」を実現し、維持していきます。また、高齢者の生活を支える人材の確保と育成、高齢者のライフサイクルの各所で必要となる医療と介護の連携に重点的に取り組み、引き続きまちぐるみの支え合いの基盤を強化していきます。

【図表40 武蔵野市が目指す“高齢者の姿とまちづくり”】(36頁)



## 計画期間 (3頁)

計画期間は令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間ですが、地域包括ケアシステム及び地域共生社会の実現のため、令和22(2040)年までの中長期的な武蔵野市の高齢者の生活をイメージして作成しています。

## 2 重点的取組み (37~67頁)

各アンケート調査結果及び第8期計画期間中の取組みの評価・検証等を踏まえ、本計画策定にあたり重要となる視点を整理し、その視点を踏まえて検討した重点的取組みは以下のとおりです。

1-1:民間企業等との連携、デジタル技術の活用等によるフレイル予防事業の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>フレイル予防のためのイベント等に多くの高齢者の参加を促し、「健康長寿のまち武蔵野」を推進するため、これまで本市で行われてきた市民主体の活動に加えて、民間企業やNPO等との連携、デジタル技術の活用等により、フレイル予防事業の実施数の増加及び内容の多様化を目指す取組みを進めていきます。</li></ul>
1-2:聴こえの問題への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>加齢とともに聴力が低下しても、住み慣れた地域で、その人らしい日常生活の継続を支援するため、聴こえの問題への支援を行います。</li></ul>
2-1:既存の市単独サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"><li>高齢者安心コール事業や配食サービス等の生活支援サービスについて、必要とする人が適切な支援を受けられるよう、効果的な周知の方法や、対象要件や市民ニーズに合わせた事業内容の見直しなどを検討します。</li></ul>
2-2:高齢者見守りサービス等の検討	<ul style="list-style-type: none"><li>高齢者の見守り方法について、デジタル技術を活用した効率的かつ効果的な方法を検討します。</li></ul>
3-1:「チームオレンジ」を主体とした支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>認知症になっても本人・家族が地域で安心して暮らすことができ、認知症のある人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮する機会を提供できるよう、認知症サポーター等による「チームオレンジ」を主体とした支援体制をつくります。</li></ul>
3-2:認知症高齢者見守り支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"><li>認知症高齢者見守り支援事業について、改めて市民及びケアマネジャー等に事業の趣旨を周知し、事業の利用を促進します。</li></ul>
4-1:武蔵野市住宅改修・福祉用具相談支援センターとの連携の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>武蔵野市住宅改修・福祉用具相談支援センターの排泄ケア専門員との連携を図り、排泄ケアに関する啓発及び相談を推進します。</li></ul>
4-2:市有地活用による看護小規模多機能型居宅介護の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>中・重度の要介護状態になっても在宅生活を継続できるよう、市有地を活用した看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めます。</li></ul>
5-1:医療と介護の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>ライフサイクルの中で起こりうる、医療と介護の連携が特に重要とされる場面を意識しながら、切れ目のない医療と介護の連携体制の構築をさらに進めていきます。</li><li>「アドバンス・ケア・プランニング(ACP)」やエンディング支援事業について、市民への普及・啓発を進めます。</li></ul>
6-1:地域包括ケア人材育成センターによる総合的な人材確保・育成事業の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>今後も様々な機会を通じて、地域包括ケア人材育成センターの認知度・活用度を高め、研修事業や相談事業等、人材の確保及び定着のための取組みを推進します。</li></ul>
6-2:介護職・看護職Reスタート支援金の継続	<ul style="list-style-type: none"><li>「武蔵野市介護職・看護職Reスタート支援金」を一層活用してもらうため、広範囲への周知を図ります。</li></ul>
6-3:介護現場の生産性向上の取組み	<ul style="list-style-type: none"><li>生産性向上と働きやすい職場づくりに取り組む先進的な事例の共有により、各事業者における取組みの促進を図ります。</li></ul>

### 3 施策体系と具体的な個別施策 (68～87頁)

【図表71 武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画における施策体系】(68、69頁)

第六期長期計画・調整計画基本施策	目次		個別施策		
まちぐるみの 支え合いを 実現するための 取組み	第1節 いきいきと暮らし つづけられるために	1 いつまでも健康で ありつづけるための 自立支援、介護予防 ・重度化防止の推進	1 「健康長寿のまち武蔵野」の推進	拡充	重点 1-1
			2 聴こえの支援事業の検討	新規	重点 1-2
			3 在宅介護・地域包括支援センターによる介護サービス 未利用者の定期的な実態把握		
			4 住民主体の介護予防活動への支援の充実	拡充	
			5 口腔機能の維持・向上のための支援体制の充実		
			6 食に対する意識向上と栄養改善の取組み		
			7 生きがいづくりのための主体的な活動への支援		
			8 老人クラブ活動継続の支援		
			9 就業並びに社会奉仕等の活動機会の確保・充実		
			10 武蔵野市認定ヘルパー制度の推進	拡充	
			11 介護保険制度の適切な運営による自立支援・重度化防止の 推進		
			12 保険者機能強化推進交付金等を活用した介護予防事業の 推進		
第2節 市民の支え合いを はぐくむために	1 市民が主体となる 地域活動の推進	13 いきいきサロンの拡充	拡充		
		14 地域の自主的な取組みの支援			
		15 テンミリオンハウス事業の推進			
		16 移送サービス（レモンキャブ）事業の推進	拡充		
		17 シニア支え合いポイント制度の推進			
		18 北町高齢者センターの新たな活用	新規		
安心して暮らし 続けられるための 相談支援体制の充実	1 多様化・複雑化 した支援ニーズに 対応する包括的な 相談支援体制の強化	19 在宅介護・地域包括支援センターの体制強化	拡充		
		20 基幹型地域包括支援センターの相談支援の強化			
		21 包括的な相談支援体制の強化	拡充		
	第3節 住み慣れた地域で 安心して暮らし つづけられるために	2 ひとり暮らしでも 安心して暮らし つづけられる	22 高齢者等緊急訪問介護事業（レスキューヘルパー事業）の 推進		
			23 日常生活支援事業の見直し・再編		重点 2-1
			24 高齢者の見守り支援の推進	拡充	重点 2-2
			25 高齢者なんでも電話相談事業の推進		
			26 「見守り・孤立防止ネットワーク」による安否確認体制の 充実		
			27 市の高齢者施策の周知強化	拡充	
			28 住宅の安定した供給促進と入居及び居住支援の充実		
			29 ライフステージに合わせた住宅改修への支援の促進		
30 エンディング（終活）支援事業の推進			拡充	重点 5-1	
31 成年後見制度の地域連携ネットワークの推進					
32 武蔵野市成年後見利用支援センターの運営					
33 武蔵野市介護保険利用者負担額助成事業の継続					

第六期長期計画・調整計画基本施策	目次		個別施策			
安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実	第3節 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために	3 認知症になっても安心して暮らしていける	34	認知症に関する普及・啓発の推進		
			35	認知症予防の取組み		
			36	チームオレンジを主体とした支援体制づくりの推進	拡充	重点 3-1
			37	認知症のある人の生活を支えるサービスの充実	拡充	重点 3-2
			38	認知症のある人への適時適切な支援体制の強化		
			39	認知症相談事業の推進	拡充	
			40	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備	新規	
			41	聴こえの支援事業の検討【再掲】	新規	
		4 介護離職をせずに安心して暮らしていける	42	ダブルケア、トリプルケア等への支援や介護離職防止のための取組み		
			43	家族介護支援の推進	拡充	
		5 中・重度の要介護状態になっても安心して暮らしていける	44	摂食嚥下支援体制の充実		
			45	武蔵野市住宅改修・福祉用具相談支援センターとの連携	拡充	重点 4-1
			46	家族介護用品支給事業における紙おむつ等の適切な使用についてのアセスメントの強化	拡充	
			47	虐待防止の推進		
		6 災害や感染症が発生しても安心して生活できる	48	災害時避難行動支援体制の推進		
			49	福祉避難所運営体制の検討	拡充	
			50	要配慮者トリアージの検証		
51	災害や感染症への対応					
生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化	第7節 地域包括ケアシステムを支える在宅医療・介護連携の推進	7 地域包括ケアシステムを支える在宅医療・介護連携の推進	52	在宅医療と介護連携の強化		重点 5-1
			53	保健・医療・介護・福祉の有機的な連携のための研修の充実		
			54	暮らしの場における看取りの支援		
			55	武蔵野市訪問看護と介護の連携強化事業による中・重度の要介護者の在宅生活継続支援		
福祉人材の確保と育成に向けた取組み	第4節 介護や看護に従事する人たちが誇りとやりがいを持って働き続けられるために	1 高齢者とその家族を支える人材の確保・育成	56	地域包括ケア人材育成センターによる、総合的な人材確保・育成事業の充実		重点 6-1
			57	介護職・看護職R e スタート支援金事業の継続	拡充	重点 6-2
			58	外国人介護人材の支援		
			59	ケアマネジャーの質の向上へ向けた体系的な教育・研修の継続	拡充	
			60	ケアリンピック武蔵野の開催		重点 6-3
			61	武蔵野市の介護保険に貢献した永年従事者表彰制度の継続		
			62	介護事業所の業務の効率化の取組み		
			63	苦情相談対応・相談体制の推進		
64	第三者評価受審の促進					
新しい福祉サービスの整備	第5節 医療ニーズの高い高齢者を支えるために	1 医療と介護の複合的な課題のある高齢者を支える多機能なサービス等の整備	65	市有地活用による看護小規模多機能型居宅介護の整備	新規	重点 4-2
			66	小規模多機能型居宅介護の整備	新規	
			67	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備【再掲】	新規	
			68	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の実施	新規	
			69	高齢者総合センターの大規模改修	拡充	
			70	サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携またはテニミリオンハウス事業との連携の推進		

「健康長寿のまち武蔵野」の推進

今後、さらに多くの高齢者の参加を促し、「健康長寿のまち武蔵野」を推進するため、これまで本市で行われてきた市民主体の活動に加えて、民間企業やNPO等との連携、デジタル技術の活用等により、フレイル予防事業の実施数の増加及び内容の多様化を目指す取組みを進めていきます。

【図表43 シニアのためのオンライン体験教室 ～LINEとZoomの使い方～】(40頁)



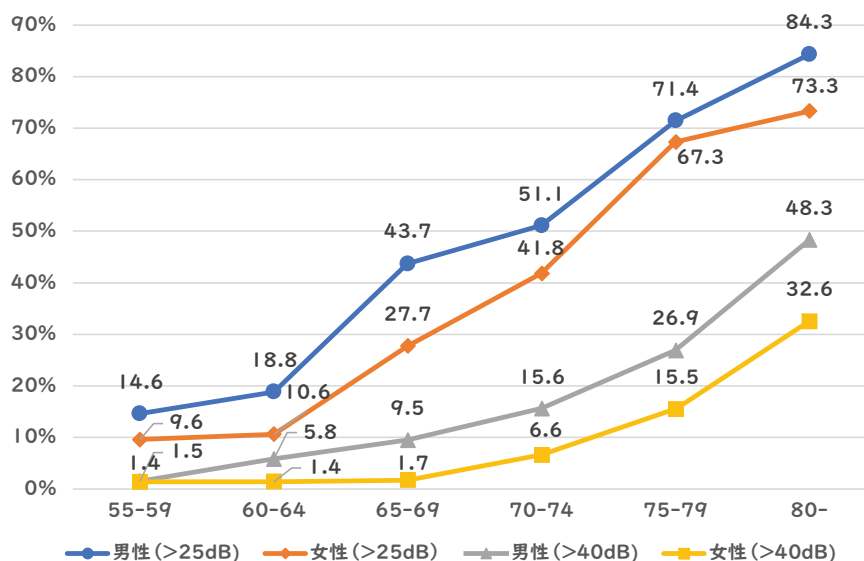
聴こえの支援事業の検討

難聴の有病率は、60～64歳までは年齢とともに徐々に増加し、65歳以上で急増しますが、ある研究では日常生活に支障をきたす程度の聴力障害(>40dB)のある方(954名)の約6割が補聴器を使用していないことが明らかにされています。

そこで、本市は、令和5(2023)年健康長寿のまち武蔵野推進月間にフレイル予防という視点から「耳から始めるフレイル予防 ～講座「補聴器の適切な購入と活用方法」～」を開催しました。加齢とともに聴力が低下しても、住み慣れた地域で、その人らしい日常生活の継続を支援するため、聴こえの問題への支援を行います。

【図表44 地域住民を対象に調査して得られた難聴有病率】(41頁)

NILS-LSA第6次調査



出典:内田育恵ら「全国高齢難聴者数推計と10年後の年齢別難聴発症率-老化に関する長期縦断疫学研究(NILS-LSA)」を基に作成  
([https://www.jstage.jst.go.jp/article/geriatrics/49/2/49\\_222/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/geriatrics/49/2/49_222/_pdf))

## 武蔵野市ならではの互助・共助の取組みの推進 (72、73頁)

### いきいきサロンの拡充

個人宅・団地集会室などで、週1回2時間程度、介護予防のための健康体操や様々なプログラムを実施する、地域住民等が運営する通いの場です。

「近所、支え合い、健康づくり」により介護予防及び健康寿命の延伸を図るいきいきサロンについて、各丁目への設置を最終的な目標として拡充していきます。



市ホームページはこちら→



### テンミリオンハウス事業の推進

週5～6日、昼食や趣味活動(体操・コーラス・絵手紙・健康麻雀など)のミニデイサービスのほか、世代間交流など施設ごとに特色ある事業を展開しています。

利用者の社会参加、地域の住民(団体)による運営、空き家の有効活用など、「身近で、小規模で、軽快なフットワーク」で実施するテンミリオンハウス事業を推進するため、空白地域の事業実施場所の確保等の課題解消に向け、引き続き検討を進めます。



市ホームページはこちら→



### 移送サービス(レモンキャブ)事業の推進

バスやタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障害のある方の外出を支援するための移送サービス事業です。地域のボランティアが福祉型軽自動車(レモンキャブ)を運転し、地域を支えるサービスを提供しています。

新たな予約・運行管理や予約方法、高齢者の移動手段の総合的な情報提供の仕組みの検討を行い、運行管理者の負担軽減とサービスの向上を図ります。



市ホームページはこちら→



## 認知症高齢者とその家族を支える取組み (78、79頁)

### チームオレンジを主体とした支援体制づくりの推進

本市では、令和4(2022)年7月より、「認知症サポーター養成講座」及び「認知症サポーターステップアップ講座」の受講者とともに「認知症サポーターズミーティング」を実施し、チームオレンジの立ち上げを視野に入れた活動を開始しました。

同年には、市主催で初めて「認知症カフェ」(ほっとサロン武蔵野)を開催しました。認知症のある人や関わる方、地域の皆様、認知症について知りたい方などが誰でも自由に集い、気兼ねのないおしゃべりを楽しみながら交流するサロンで、運営は認知症サポーターステップアップ講座を修了したボランティアが行います。

また、令和5(2023)年度から、認知症のある人もそうでない人も参加できる「グリーンカーテン」(日よけのためにゴーヤなどをカーテン状に育てるために水やりなどを行う事業)を市役所1階正面玄関で開始し、認知症のある人も参加しました。

本計画期間中に、認知症になっても本人・家族が地域で安心して暮らすことができ、認知症のある人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮する機会を提供できるよう内容の充実等を図ります。

【図表54 認知症カフェ「ほっとサロン武蔵野」「グリーンカーテン」】(52頁)



### 認知症のある人の生活を支えるサービスの充実

認知症高齢者見守り支援事業では、介護保険の給付対象とならない、例えば公園への散歩の付き添いなどの支援により、不安症状が強く家に閉じこもりがちであった方が少しずつ外出ができるようになり、その間、ご家族は自分の時間がもてるようになるなどの、認知症高齢者の在宅生活の質の向上と、認知症高齢者を介護している家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする支援を行っています。

認知症のある人の在宅生活の継続にあたり、「認知症高齢者見守り支援事業」の利用状況の分析を行い、本人・家族介護者のニーズの把握に努めます。本人の生活の質の維持・向上及び家族介護者の負担軽減のため、事業の充実を図ります。

市ホームページはこちら→





## 最大の課題である介護人材の確保に向けた取組み (85、86頁)

### 地域包括ケア人材育成センターによる、総合的な人材確保・育成事業の充実

今後も様々な機会を通じて、地域包括ケア人材育成センターの認知度・活用度を高め、研修事業や相談事業等、人材の確保及び定着のための取組みを推進します。

オンライン研修など介護従事者がアプローチしやすい事業実施を検討するほか、介護の仕事に関する啓発事業についても継続して実施します。



介護人材・福祉人材の養成、質の向上、  
相談受付、情報提供、事業所・団体支援まで

#### 活かすの推進

##### 人材育成事業

潜在的な人材を活用し、  
2025・2040年に備えます。



#### 育てるの推進

##### 研修・相談事業

質の高いサービスを目指した  
研修と従事者相談を行います。



#### つなぐの推進

##### 就職支援事業

人それぞれに合った仕事、  
事業所が見つかるよう支援します。



#### 支えるの推進

##### 事業者・団体支援事業

市内の事業者・団体の経営と  
運営を支援します。



※地域包括ケア人材育成センター・ホームページを加工

### 介護職・看護職Reスタート支援金事業の継続

今後、同事業を一層活用してもらうため、広範囲への周知を図ります。さらなる人材発掘や資格を生かした活躍ができるよう必要な支援を行います。

#### 【図表65 介護職・看護職Reスタート支援金の概要】(62頁)

介護施設等の人材確保が一層懸念されることから、市内の介護施設等に就職し、継続して6か月以上の勤務が見込まれる常勤職員を対象として、支援金を支給。

令和4年度から、より多くの方に市内事業所で働いていただけるよう、対象となる事業所や資格を拡充し、非常勤職員(有資格者)も対象に加えて事業を継続している。

##### 【支給金額】

資格を有する常勤職員：15万円

資格を有する非常勤職員・資格を有しない常勤職員：5万円

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護サービス (件)	51 (うち資格を有さない11)	43 (うち資格を有さない12)	23 (うち資格を有さない5)
障害福祉サービス (件)	5 (うち資格を有さない2)	2 (うち資格を有さない0)	17 (うち資格を有さない9)
総支給件数・金額	56件 7,100,000円	45件 5,550,000円	40件 4,400,000円

## ケアリンピック武蔵野の開催

介護や看護に従事する方々が誇りとやりがいをもって働き続けることを目的に開催されています。デジタル技術の活用による業務改善や業務内容の可視化等を通じて、生産性向上と働きやすい職場づくりに取り組む事例の発表も行われています。これらの先進的な事例の共有により、各事業者における取組みの促進を図ります。

テンミリオンハウスやいきいきサロンなどの地域の支え合いの活動をしている方々も参加し、介護・看護の専門職だけでなく、地域住民参加による文字どおりの「まちぐるみの支え合い」を推進します。

【図表66 ケアリンピック武蔵野における生産性向上の取組みの発表】(63頁)



### 訪問介護に IC タグ導入！

<ホームヘルプセンター武蔵野>

介護人材を確保し、その業務負担を軽減して、サービス提供環境を可能な限り改善することが、現在、喫緊の課題として求められています。

ホームヘルプセンター武蔵野は、これらの解決のために、まず、4月よりICタグとスマートフォンを使っての記録システムを導入しました。初めてスマホでの記録に挑んだHヘルパーに同行取材をしました。

「事前研修は受けたけど、ちゃんとスマホがICタグを読み取ってくれるか、ドキドキするわね（写真①）」読み取りはバッチリ！とりあえずホッ。

ICタグの読み取りにより、ご利用者宅でのヘルパーの出退勤が自動で記録されます。

その後、いつも通り掃除のケアを終了したHヘルパー、今までは紙の報告書に手書きで記録を記入していましたが、今日のミッションは、スマホを使っての記録です。「チェック項目の確認をしてと……最後はここを押すのね（写真②）」、こうして記録した情報が事務所のパソコンへと送られ、無事にケアが完了したことが即時に事務所で把握できます。

ホームヘルプセンター武蔵野は、今後も様々な最新手段を講じてサービスの向上を目指し、市内のサービス事業者も支えてまいります。



出典：福祉公社通信「羅針盤(令和2(2020)年4月)」

## 高まる医療ケアのニーズに対応した多機能なサービスと施設の充実 (87頁)

### 市有地活用による看護小規模多機能型居宅介護の整備

中・重度の要介護者が在宅生活を継続するために看護小規模多機能型居宅介護(登録定員29名)の整備を推進します。地価の高さや地域の狭さ等の課題へ対応するため、吉祥寺南町3丁目市有地を活用し、市独自のインフラ要綱に基づき土地貸付料の減額を行い、整備を促進します。

【図表59 市有地活用による看護小規模多機能型居宅介護事業所のイメージ】(56頁)



## 4 第9期介護保険事業計画のポイント (88、115、116頁)

第9期介護保険事業計画の策定にあたっては、

- ①団塊の世代が全員75歳以上となる令和7(2025)年を迎えること。
- ②高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年に向け、85歳以上人口が増大し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者が増加すること。
- ③要介護高齢者の増加に対し、生産年齢人口の減少が見込まれていること。
- ④不足する介護人材の確保と、定着に関する取組みが求められること。
- ⑤現有する介護力の効率的運用を意識し、介護現場の生産性を高める必要があること。

上記5点に対応すべく、環境及びサービス基盤を整備しなければなりません。ただし、高齢者人口の増加に伴い、今後も介護給付費の上昇が見込まれるため、給付と保険料のバランスに配慮し、効率的・効果的にサービス提供基盤を整備していく必要があります。そのため、第9期介護保険事業計画期間においては、現状のサービス水準を維持しつつ、高まる医療ケアのニーズに対応する看護小規模多機能型居宅介護事業所1か所、サービス利用形態のさらなる多様化に対応する小規模多機能型居宅介護事業所1か所、認知症高齢者のさらなる増加に対応する認知症対応型共同生活介護事業所1か所の開設を見込みます。

## 5 本市の介護保険の特徴 (92～125頁)

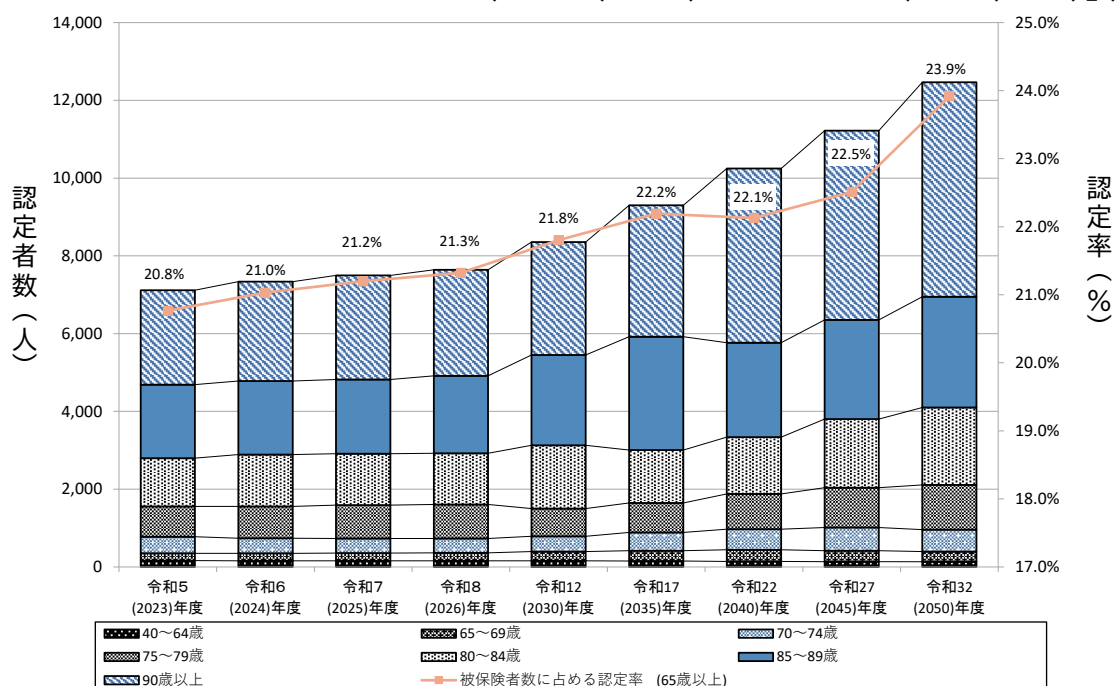
### 第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定の割合20.8% (93、94、121、122頁)

■第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合(65歳以上)は、令和5(2023)年10月1日現在、20.8%となっています。

■要支援・要介護認定者数は、令和8(2026)年度には7,644人となる見込みであり、令和5(2023)年度と比較すると、7.4%の増加が見込まれています。

■要支援・要介護認定者数の大幅な増加に備え、まちぐるみの支え合いの仕組みづくりを強化します。

【図表102 要支援・要介護認定者数の推計(令和5(2023)年度～令和32(2050)年度)】(122頁)

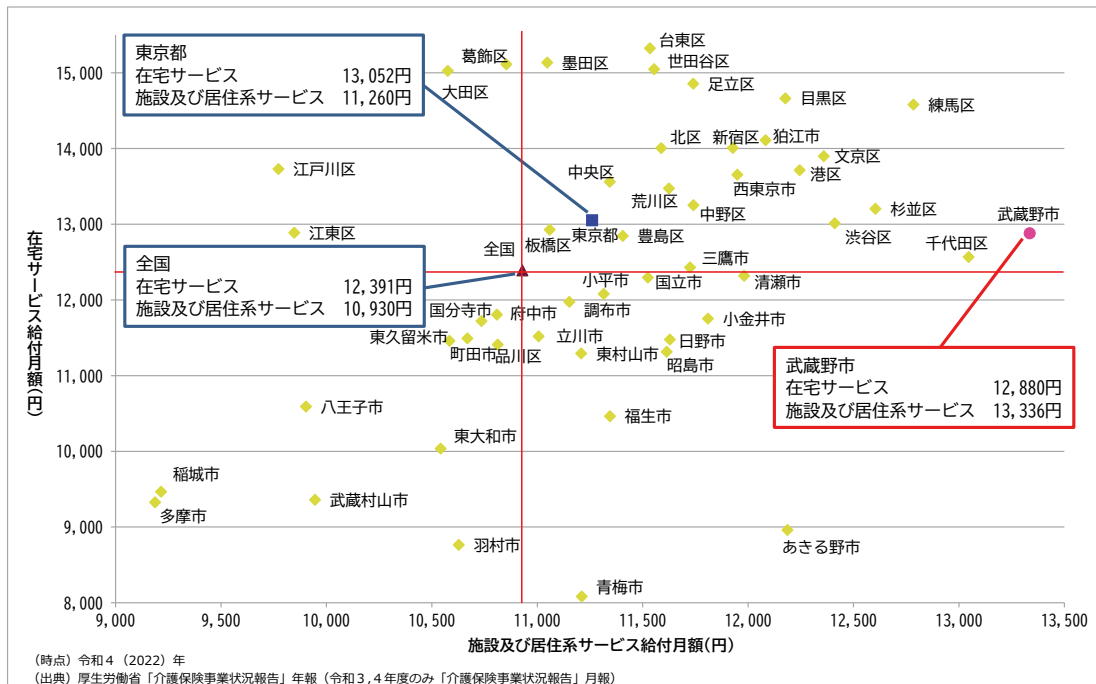


**在宅サービス・施設及び居住系サービスともに全国平均を上回っています** (99頁)

■本市は、在宅サービス、施設及び居住系サービスともに全国平均を上回る「在宅大、施設及び居住系大」のエリアに位置します。地域包括ケアシステム推進のため在宅重視の施策を推進してきた成果とともに、これまでの施設整備によって施設サービスが充実していることを示しています。在宅サービス、施設及び居住系サービスともに利用が活発であることが本市の特徴です。

■第9期でも、在宅と施設のバランスに考慮しながら、多機能な中・重度要介護者向けサービスを充実していきます。

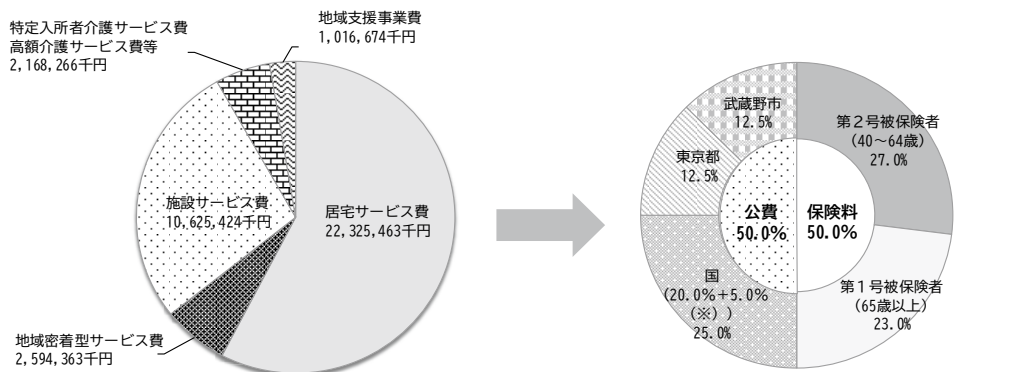
**【図表78 第1号被保険者1人当たり給付月額(令和4(2022)年時点)】(99頁)**



出典：地域包括ケア「見える化システム」指標 D6

**介護保険の財源構成** (116~118頁)

**【図表99 介護保険の財源構成】(118頁)**



第9期介護保険事業に必要な介護サービス等の費用	
介護給付費	37,713,516千円
地域支援事業費	1,016,674千円
合計	38,730,189千円

※千円未満の端数処理のため、数値が合致しないことがあります。

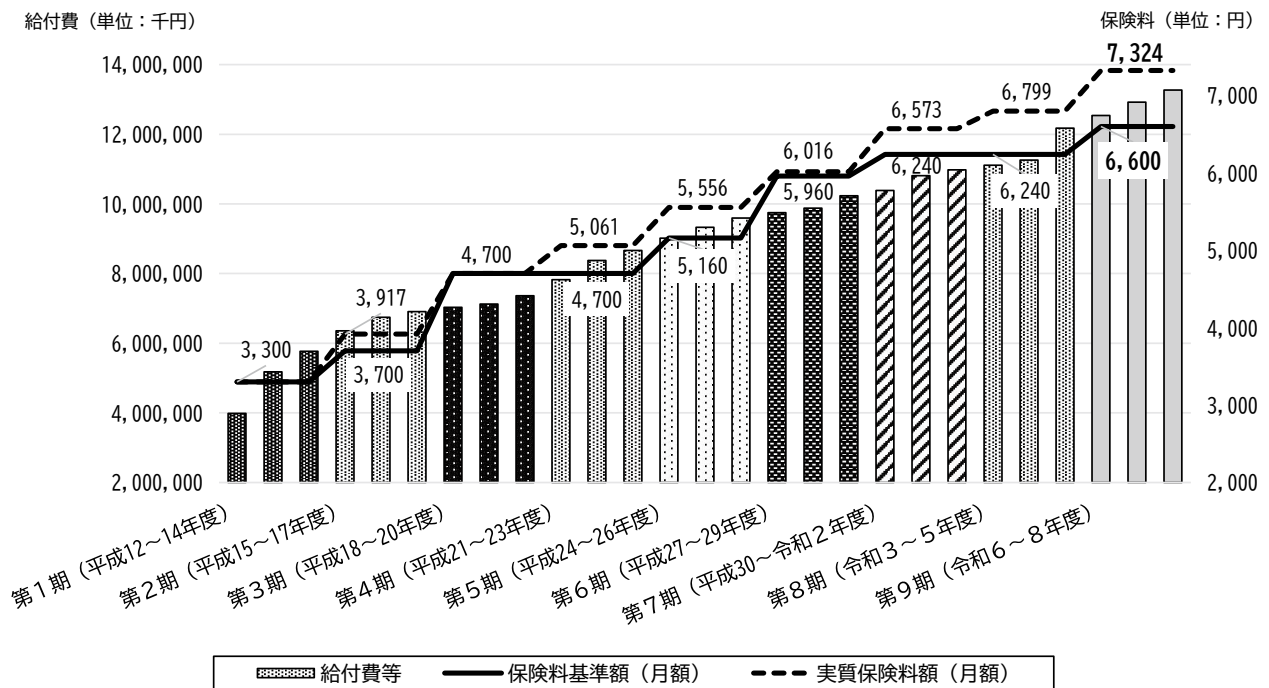
・国負担のうち、5%(\*)は普通調整交付金として、各市区町村の後期高齢者人口や所得分布に応じた割合の金額が交付されます。  
 ・施設サービスや地域支援事業は財源構成の負担割合が一部異なります。

## 6 介護保険料と低所得の方への対応 (126~130、134~138頁)

### 保険料基準額(月額)が変わります (126~130頁)

第9期の介護保険料は、介護報酬改定(+1.59%)、国からの調整交付金交付割合の減少、第9期中の基盤整備による影響、および認定者数の増加に伴う給付費の自然増などにより、保険料基準額は7,324円に上昇します(第8期比+1,084円)。この上昇を抑制するため、介護給付費等準備基金を9億6,248万8千円取り崩すことにより、第1号被保険者の保険料負担分を可能な限り軽減し、6,600円としました。

【図表111 給付費と保険料の推移】(130頁)

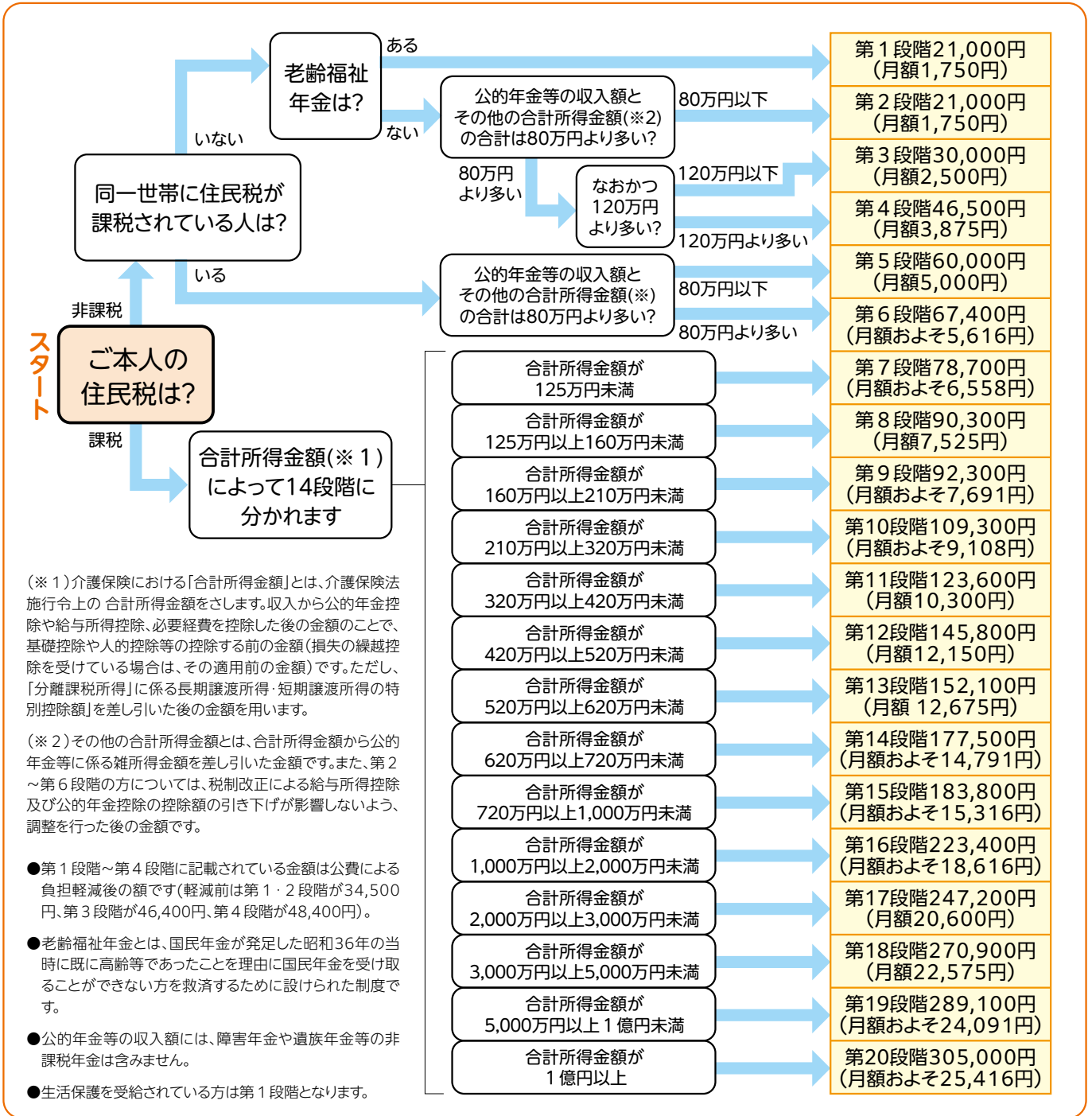


※平成12年度~令和4年度給付費は決算額、令和5年度は当初予算額、令和6~8年度は計画値。

### 低所得者等への対応と所得段階 (134~136頁)

- 第1段階(生活保護受給者等)から第4段階(住民税非課税世帯)の方の保険料については、国の示す公費軽減割合以上の乗率の引下げを行い、第8期からの据え置きとし、所得の低い方の負担に配慮した保険料設定としています。
- 第5段階(住民税課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合算が80万円以下)から第7段階(合計所得金額が125万円未満)までの課税層の一部の方の保険料についても、第8期と同額に据え置きました。
- 所得段階区分は第8期と同様の20段階設定とし、高い累進性を維持しています。
- 国が定める基準所得金額の変更に伴い、第10段階から第14段階の所得段階を区分する合計所得金額を変更し、第15段階から第20段階を区分する合計所得金額は、高所得者の累進性を高めて設定しました。

① 65歳以上(第1号被保険者)の方

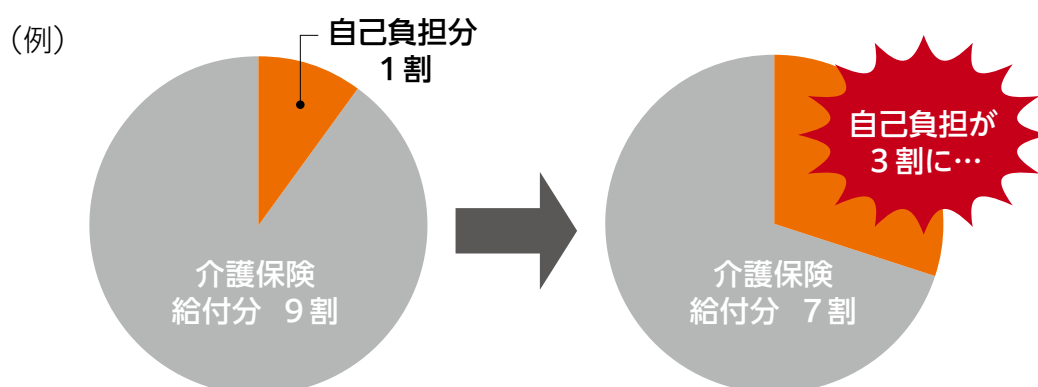


② 40～64歳(第2号被保険者)の方

国民健康保険に加入している方	同じ世帯で国民健康保険に加入している40～64歳の方全員の介護納付金と国民健康保険税を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方	加入している医療保険者が金額を算定し、医療保険の保険料と合わせて給与天引きなどで徴収されます。詳しい保険料の金額については、各医療保険者にお問い合わせください。

## 保険料を納めないでいると

- **1年以上** …………… 介護サービス費用の全額をいったん自己負担し、申請により、後で保険給付分の払いもどしを受ける方法(償還払い)になります。\* 1
- **1年6ヵ月以上** …… 保険給付分の払いもどしの全部または一部の支払いが差し止められ、滞納保険料に充てられます。
- **2年以上** …………… 保険料未納期間に応じて一定期間、自己負担割合が3割または4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費などが受けられなくなります。\* 2



\* 1 : 保険給付分は、介護サービス利用料の自己負担割合が1割の方は利用料の「9割」、2割の方は「8割」、3割の方は「7割」となります(「保険給付額減額等」の給付制限で4割負担が適用されている方は、「6割」となります)。

\* 2 : 自己負担割合が1割または2割の方は「3割」、3割の方は「4割」に自己負担割合が引き上げられます。

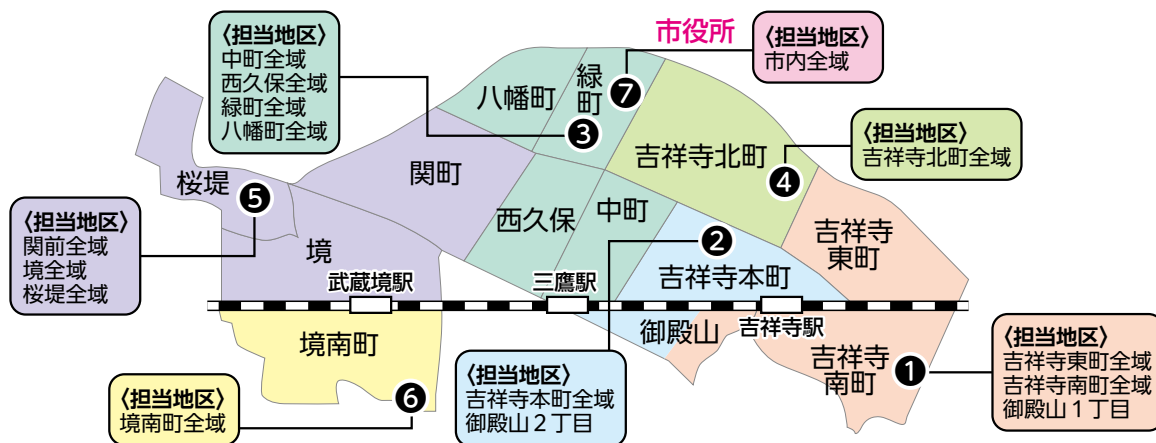
### 介護保険利用者負担額助成事業の継続 (137、138頁)

■本市では、独自に在宅介護の主要サービスである訪問介護等のサービスを利用されている非課税世帯に属する方の利用料の一部を助成しています。本市の特徴として、ひとり暮らしの高齢者が多いことを背景に、家族介護のレスパイト(介護者の負担軽減)効果の高い通所介護が全国・東京都平均額に比較して低い反面、訪問介護は全国の1.27倍、東京都の1.04倍と高いことが挙げられます。訪問介護は、要介護高齢者の在宅生活を支える主要なサービスになっていると考えられることから、第9期においても、「介護保険利用者負担額助成事業」を継続し、所得の低い方の経済的負担を軽減します。

事業名	介護保険利用者負担額助成事業
対象者	住民税非課税世帯に属し、介護保険料を滞納していない方
対象サービス	訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(介護分のみ)、第1号訪問事業(介護予防・日常生活支援事業)
軽減内容	利用者負担額10%のうち5%分

# 相談窓口

高齢者が安心して住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域に根ざした総合相談窓口として、**在宅介護・地域包括支援センター**を設置しています。高齢者に関するお悩みやお困りごとは、お住まいの地域の在宅介護・地域包括支援センターへご相談ください。



施設名称	住所・電話番号	受付時間
<b>①ゆとりえ</b> 在宅介護・地域包括支援センター (社会福祉法人 武蔵野)	吉祥寺南町4丁目25番5号 <b>TEL:0422-72-0313</b>	・月曜日～土曜日 ・午前8時30分～午後5時15分 上記時間外は「特別養護老人ホームゆとりえ」に転送され電話相談になります。
<b>②吉祥寺本町</b> 在宅介護・地域包括支援センター (特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会)	吉祥寺本町4丁目20番13号 <b>TEL:0422-23-1213</b>	・月曜日～土曜日 ・午前8時30分～午後5時15分 上記時間外は携帯電話に転送され電話相談になります。
<b>③高齢者総合センター</b> 在宅介護・地域包括支援センター (公益財団法人 武蔵野市福祉公社)	緑町2丁目4番1号 <b>TEL:0422-51-1974</b>	・月曜日～土曜日 ・午前8時30分～午後5時15分 上記時間外は携帯電話に転送され電話相談になります。
<b>④吉祥寺ナーシングホーム</b> 在宅介護・地域包括支援センター (社会福祉法人 至誠学舎東京)	吉祥寺北町2丁目9番2号 <b>TEL:0422-20-0847</b>	・月曜日～土曜日 ・午前8時30分～午後5時15分 上記時間外は「特別養護老人ホーム吉祥寺ナーシングホーム」に転送され電話相談になります。
<b>⑤桜堤ケアハウス</b> 在宅介護・地域包括支援センター (社会福祉法人 武蔵野)	桜堤1丁目9番9号 <b>TEL:0422-36-5133</b>	・月曜日～土曜日 ・午前8時30分～午後5時15分 上記時間外は「特別養護老人ホームゆとりえ」に転送され電話相談になります。
<b>⑥武蔵野赤十字</b> 在宅介護・地域包括支援センター (日本赤十字社 東京都支部)	境南町1丁目26番1号 <b>TEL:0422-32-3155</b>	・月曜日～土曜日 ・午前8時30分～午後5時15分 上記時間外は携帯電話に転送され電話相談になります。
<b>⑦武蔵野市</b> 地域包括支援センター (基幹型)	緑町2丁目2番28号(市役所内) <b>TEL:0422-60-1947</b>	・月曜日～金曜日 ・午前8時30分～午後5時

※③高齢者総合センターは大規模改修工事のため、令和6年7月中旬から令和7年7月中旬まで仮施設(中町2丁目15番14号)に移転予定です

## 武蔵野市健康福祉部高齢者支援課

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28  
FAX:0422-51-9218  
e-mail:SEC-KOUREI@city.musashino.lg.jp

内 容	高齢者福祉及び介護保険制度に関すること	相談窓口	電話番号
問 い 合 わ せ	市の高齢者サービスに関すること	相談支援係	<b>TEL:60-1846</b>
	介護保険サービスの利用やサービス提供事業者に関すること	介護保険係 (介護サービス担当)	<b>TEL:60-1925</b>
	要介護(要支援)認定に関すること	介護認定係	<b>TEL:60-1866</b>
	介護保険料、介護保険サービス利用料等に関すること	介護保険係	<b>TEL:60-1845</b>
	上記以外に関すること	管 理 係	<b>TEL:60-1940</b>